

旭座大入り提案事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市民団体はじめ芸術団体、文化芸術愛好者等から、その持てる力と自由な発想で企画した、旭座で実施する旭座の特徴を活かした事業を募集し、その事業に助成することにより市民および観光客に旭座で芸能と芸術等に触れる機会を提供し、文化向上を図るとともに旭座に賑わいを創出することを目的とする事業の実施方法について定めるものである。

(提案者の要件)

第2条 旭座大入り提案事業の提案者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成する会員が5人以上であること。
- (2) 運営に関する会則等があり、適切な会計処理が行われていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。

(補助対象事業)

第3条 旭座大入り提案事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 旭座を使用する事業であること。
- (2) 多くの市民および観光客に芸能と芸術等に触れる機会を提供し、本市の文化的向上を図ることのできる事業、または、伝統芸能の継承に資する事業であること。
- (3) 旭座の芝居小屋としての特性をできるだけ活かした内容の事業であり賑わいを創出することができる事業であること。
- (4) 予算の見積り等が適正であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、旭座大入り提案事業の対象としないものとする。

- (1) 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- (2) 一般市民、観光客の入場等が見込めない事業

- (3) 営利を主たる目的とする事業
- (4) 宗教上の教義の宣伝、信者の教化育成等に係る事業
- (5) 政治上の主義や施策を推進、支持し、または反対することを目的とする事業
- (6) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持し、もしくは反対することを目的とする事業
- (7) 反社会的行為の助長その他の公序良俗に反するおそれのある事業
- (8) 小浜市から他の補助金の交付を受けている事業
- (9) 法令、条例等に違反する事業
- (10) その他市長が適当でないと判断した事業
(市および指定管理者の役割)

第4条 市およびまちの駅の指定管理者は旭座大入り提案事業の企画・実施について助言・協力するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、事業に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

2 旭座の利用とあわせてまちの駅の他の施設等で行う事業の経費について、第1条の目的を達成するために必要な事業と認められる場合は、補助対象経費とすることができる。

(補助金額および交付回数の制限)

第6条 事業に対する補助金額は、予算の許す範囲で、補助対象経費の合計額の3分の2以内または30万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、同一事業に対する補助金の交付は、継続3年を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定する。

(応募)

第7条 事業を提案しようとするもの(以下、「提案者」という。)は、次に掲げる書類を市担当課と協議の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 旭座大入り提案事業計画書(様式第1号)
- (2) 旭座大入り提案事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 提案団体の概要書(様式第3号)

(4) 提案団体の規約・会則・会員名簿など

2 提案者は、同時に複数の提案をすることはできない。

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による事業の提案があったときは、その審査を旭座大入り提案事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮らなければならない。

2 審査委員会の委員は、市民代表と学識経験者をもって組織する。

3 審査委員会の審査は、書類審査および提案者からのプレゼンテーション等により行うものとする。

(報告)

第9条 審査委員会は、旭座大入り提案事業について事業内容、収支予算等、総合的に審査し、審査結果を取りまとめて、市長に報告するものとする。

(検討結果)

第10条 市長は、審査委員会からの報告に基づき、事業実施の可否について検討し、その検討結果を提案者に通知するとともに市公式ホームページ等で公開するものとする。

(補助金の交付手続き)

第11条 市長から事業実施を認められた提案者は、事業実施主体として小浜市補助金交付規則（昭和56年小浜市規則22号）および旭座大入り提案事業補助金交付要領の規定により、補助金の交付手続きを行わなければならない。

(事業の変更、中止等)

第12条 旭座大入り提案事業を変更し、または中止しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、直ちに実施主体から意見を聴取し、措置を決定するものとする。

(事業報告書)

第13条 事業実施主体は、旭座大入り提案事業終了後、速やかに事業報告書を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

(庶務)

第14条 旭座大入り提案事業に係る庶務は、教育委員会文化課において処理

する。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年 4月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年 4月25日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

| 区 分 | 経 費 の 種 類 |
|--------|--------------------------------------|
| 作品借料 | 作品借料 |
| 文芸費 | 演出料、台本費、訳詞料、振付料、著作権使用料（音楽以外）等 |
| 出演料 | 指揮料、演奏料、ソリスト料、出演料、講師料等 |
| 音楽費 | 作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、著作権使用料（音楽のみ）等 |
| 舞台費 | 大道具費、小道具費、衣装費、照明費 等 |
| 会場費 | 会場使用料（付帯設備費含む）リハーサルと本番使用分のみ対象 |
| 運搬費 | 作品運搬費、楽器運搬費 等 |
| 旅費・滞在費 | 宿泊費、国内移動旅費等 |
| 宣伝費 | 広告宣伝費、看板費 等 |
| 印刷費 | プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券、台本印刷費、出版物印刷費 等 |
| 記録費 | 録画費、録音費、写真撮影費 等 |
| 事務費 | 会場整理員賃金、事務連絡旅費、通信費、審査経費 等 |